

独立行政法人国際交流基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため
実行すべき措置について定める計画

〔 令和 6 年 5 月 9 日
独立行政法人国際交流基金 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置に
ついて定める計画」（令和 3 年 1 0 月 2 2 日閣議決定、以下「政府実行計画」という。）及
び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置に
ついて定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 2 7 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）
に準じ、独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）が自ら実行する具体的な措置に
関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、本部（日本語試験センターを含む）、日本語国際センター、関西国際センタ
ーの事務及び事業を対象とする。京都支部については、事務所としての規模が非常に小さ
いため、本計画の対象外とする。

II. 対象期間等

本計画は、2030年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、
JFの事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を203
0年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、JFの取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の
削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については原則ZEBoriented相当以上とし、2030年度
までに新築建築物の平均でZEBReady相当となることを目指す。

2. 電動車の導入

JFの公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグ
インハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更
新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）で
も2030年度までに全て電動車とする。

3. LED照明の導入

既存設備を含めた JF のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

4. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに JF の附属機関で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

V. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

1. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1) 電動車の導入

JF の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2024年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた独立行政法人全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

2030年度までにJFの附属機関が調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。

- イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ウ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- エ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

（２）JF主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ア JFが主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- イ JFが後援等をする民間のイベントについても、上記アに掲げられた取組が行われるよう促す。
- ウ 用紙類の使用量の削減
用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

4. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

（１）ワークライフバランスの確保

- ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。定時退庁の一層の徹底を図るため、各職員に対して週に一度は定時退庁日を設ける。また午後6時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催等を実施しないこととする。
- イ 就業管理システムによる勤怠管理を通して勤務時間の可視化を進めるとともに、勤務時間管理に関するマニュアルを共有し、管理職の意識向上を図る。
- ウ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- エ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

（２）職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ 再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施状況について、経理部において点検を実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、本部においては経理部長、日本語国際センター及び関西国際センターにおいては各副所長が行う。毎年の成果を取りまとめた上、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。

透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。

VII. 温室効果ガス排出削減計画

JF 温室効果ガス削減計画

		(単位)	2013 年度	2021 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	36,518	13,788		
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,447,298	776,968		
	調整後排出係数使用	kg-CO2				
	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,170,116	609,406		
	調整後排出係数使用	kg-CO2				
	(電気使用量)	kWh	3,000,297	1,627,642		
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh		0.374		
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh				
	電気以外	kg-CO2	277,182	167,562		
その他		kg-CO2				
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	1,483,817	790,756	741,908	-50%
	調整後排出係数使用	kg-CO2				

JF 温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	2021 年度	2030 年度目標
公用車に占める電動車の割合		%	67	100
LED照明の導入割合		%	82	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合 (付属機関)		%	3	60

以上